

生駒市規則第21号

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則（平成27年12月生駒市規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則

第1条中「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するもの）」を「キオスク端末等（電気通信回線により、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と、又は個別にこれらの電子計算機と接続された通信端末機）」に改める。

第2条中「多機能端末機」を「キオスク端末等」に改める。

第3条第2項中「者は」の次に「、キオスク端末等のうち、地方公共団体情報システム機構より提供された窓口申請ツールを備えた通信端末機による場合を除き」を加え、同条第4項中「多機能端末機に係るサービス変更申出書」を「キオスク端末等に係るサービス変更申出書」に改める。

別記様式中「多機能端末機に係るサービス変更申出書」を「キオスク端末等に係るサービス変更申出書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。